

令和2年11月定例会（第344回）

12月9日 一般質問

今井光子議員一般質問

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

代表質問項目

- 1 [核兵器の廃絶に向けた取組について](#)
- 2 [気候変動を抑制する「CO2実質ゼロ」宣言について](#)
- 3 [国民健康保険運営方針の見直しについて](#)
- 4 [介護保険料等の減免について](#)
- 5 [紙おむつ等の介護用品支給事業の継続について](#)
- 6 [子どもの意見を尊重した校則について](#)

令和 2年 11月 定例会（第344回）

令和二年

第三百四十四回定例奈良県議会会議録 第五号

十一月

令和二年十二月九日（水曜日）午後一時開議

出席議員（四十名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 二番 | 樋口清士 | 三番 | 植村佳史 |
| 四番 | 川口延良 | 五番 | 山中益敏 |
| 六番 | 亀甲義明 | 七番 | 中川 崇 |
| 八番 | 小林 誠 | 九番 | 浦西敦史 |
| 一〇番 | 欠員 | 一一番 | 池田慎久 |
| 一二番 | 西川 均 | 一三番 | 乾 浩之 |
| 一四番 | 松本宗弘 | 一五番 | 大国正博 |
| 一六番 | 太田 敦 | 一七番 | 佐藤光紀 |
| 一八番 | 清水 勉 | 一九番 | 阪口 保 |
| 二〇番 | 井岡正徳 | 二一番 | 田中惟允 |
| 二二番 | 中野雅史 | 二三番 | 奥山博康 |
| 二四番 | 荻田義雄 | 二五番 | 岩田国夫 |
| 二六番 | 小林照代 | 二七番 | 山村幸穂 |
| 二八番 | 猪奥美里 | 二九番 | 尾崎充典 |
| 三〇番 | 藤野良次 | 三一番 | 和田恵治 |
| 三三番 | 米田忠則 | 三四番 | 出口武男 |
| 三五番 | 粒谷友示 | 三六番 | 秋本登志嗣 |
| 三七番 | 小泉米造 | 三八番 | 中村 昭 |
| 三九番 | 今井光子 | 四〇番 | 森山賀文 |
| 四一番 | 田尻 匠 | 四二番 | 山本進章 |
| 四三番 | 川口正志 | | |

欠席議員（二名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 一番 | 小村尚己 | 三二番 | 国中憲治 |
|----|------|-----|------|

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、追加議案の上程
- 一、議案の常任委員会付託

○副議長（乾浩之） これより本日の会議を開きます。

○副議長（乾浩之） この際、お諮りします。
追加議案の上程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声起こる）
ご異議がないものと認め、さように決めます。

○副議長（乾浩之） ただいまより当局に対する一般質問を行います。
順位に従い、二十三番奥山博康議員に発言を許します。――二十三番奥山博康議員。（拍手）

◆二十三番（奥山博康） （登壇）皆さん、こんにちは。今日は一般質問でマスクで十五分しゃべったらどれだけ苦しいかと思いながら、今日は申し訳ないですけど、マスクを着けたまま、私しゃべらせていただきますのでご了承願うようによろしくお願いいたします。

本来七月にオリンピックが行われ、その余韻で奈良県にもたくさんの方々が来ていただく年でした。しかしながら、春から新型コロナウイルス感染症がずっと蔓延いたしまして、第一波、第二波、第三波と、非常に我々の生活を脅かしております。全世界の方々が困っておられます。私は、これからどのように奈良県議会議員として考えればいいのかと日々苦悩している次第でございます。

しかし、負けてはおれません。しっかりとこの苦難を乗り越えてすばらしい奈良県政に対しての質問、そして意見を述べていきたいと思っております。

今日は皆さんに事前に何項目かの質問を配付しております。その中で、私は、知事及び理事者の方々にしっかりとした答弁いただくということをお願いしたい。まず、私は、この一般質問に全集中したいと思っております。全集中ということはお分かりですね。鬼滅の刃で非常にはやっておりますけれど、それぐらいのつもりで質問いたしますので、理事者の方々はしっかりと的確な答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、初めに、知事にお尋ねしたいと思っております。実は、質問が重複したかも分かりませんが、私の所属する自民党奈良の中村昭議員が観光について質問されておりました。中村議員は、奈良県が本当に歴史・文化、素晴らしい

ところがある。そして、このコロナの中でも南部・東部のほうに自然を求めて、そして史跡を求めてたくさんの方々が来られている。今一度奈良県の歴史、すばらしいものを見つめ直してしっかりと観光に力を注ぐべきだということをおっしゃいました。私は、すばらしいことだと思っております。私は、この十月以降、一時は少し奈良に来る観光客も増えたように思っておりましたけれども、やはり非常に新型コロナウイルス感染症、第三波が厳しいもので人通りも少なくなっております。

でも、奈良県はすばらしい財産を抱えております。今ここでひるんでいるわけにはいかないと思っております。当然歴史・文化、遺跡これを重要視して、今観光に役立てるというのが大事だろうと思っておりますし、私は、この新型コロナウイルス感染症が収束するときにはたくさんの方々がこの奈良県に来ていただけるように、しっかりと今、土台づくりをするべきだと考えております。

インバウンドでかなりの外国人の観光客に来ていただきました。それに、私も、ああ、インバウンドはやはりいいと思っておりましたけれども、このコロナの中で、いや、日本人の方々がまず奈良県に来ていただける土台づくりをしっかりと今すれば、新型コロナウイルス感染症が収束したときにはプラスアルファでまた外国人がたくさん観光客として来ていただけると思っております。

古い歴史・文化、これも大事だろうと思っておりますけれども、先ほど全集中と言いましたけれども、鬼滅の刃二十三巻目がこの間発売されて、あっという間に完売したということも聞いております。奈良県に鬼滅の刃にゆかりのあるところがあるというのは、私がここで言うまでもなく皆さん知っておられるとは思いますが、奈良テレビをご覧の皆さまにも、ああ、そういうところがあったのかと思うことがあるかもしれないので、私の知っている限りご紹介したいと思っております。

柳生。柳生と言えば、柳生新陰流とか言って非常に我々もなじみの深いところではございますけれども、そこに大きな岩を切った一刀石というのがございます。これも今、炭治郎の格好をした子どもたちや大人たちが、そこに観光でたくさん来ていただいていると思っております。

そして、少し南のほうに行けば、葛城市の中で、私も香芝市で隣ですので通常我々、笛吹神社とよく言うのですけれど、本名と言うのですか、非常に難しい名前、葛木坐火雷神社、これが鬼滅の刃の中にも出てくるといいうくらい有名な場所になって、そのファンがたくさん来ているということも聞いております。古い歴史だけではなしに、今のこういう漫画と言いますか、鬼滅の刃からこういう奈良県にブームが来たと感じております。

私は、香芝市ですけれども、隣の王寺町にも王寺駅前に舟戸児童公園がございます。機関車D51をそこに置いてあります。鬼滅の刃の中でも、無限列車の

中にD51 というのが出てきて、王寺駅の舟戸児童公園、昔の人たちはぼっぼ公園と言うらしいですけれども、この場所も非常に注目を浴びている。ここで私が言いたいのは、知事に対してですけれども、今こそ新型コロナウイルス感染症が収束した後での観光客の誘致、そしてこの土台づくりをしなければいけない中で、こういう新しい感覚を入れながらしっかりとPRをしながら奈良県にしばらくは外国人インバウンドの方は来られないかもしれませんが、将来のことを考えてしっかりとこれを周遊の中に入れるとか、奈良県のアピールに入れるというのもいいかと思えますけれども、知事に今後の奈良県の観光についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思っております。

もう一つは、荒井知事は東京を中心として奈良県のアピールをしてこられました。私は、今、種を植えて、しっかりと大きくなる段階だと思っておりますけれども、来年七月には奈良まほろば館、今までは日本橋にあったのですけれども、それが再開発ということで新橋の東側のほうに今、移転中でございます。これも大きな皆さんのご理解を得ながら奈良まほろば館が完成しますけれども、奈良県のすばらしいところ、そして、観光のプロモーションも含めて、この拠点を荒井知事はどのように生かしていこうとされているのかお尋ねしたいと思います。

それでは、二つ目。私は県議会議員としていろいろな各事業者の皆さま方とお話する機会に恵まれております。ここで、よく一般に言われたのは、大阪と東京はメディアの注目が非常に熱いということで、あたかも奈良県が遅れている、アピールしていないようなことを言われる方もおられますけれども、中小企業の経営者の皆様方は、荒井知事はよくやってくれていると、我々は物すごく助かっていると。これは、今、助けるということは、コロナが去った後でしっかりと仕事ができるということを、今、力づけて支援してくれているという、制度融資も含めてやってくださるということには、私は県議会議員としていろいろな経営者の方々からも称賛の声をいただいていることを、ここで東京都、大阪府の知事以上にアピールしていきたいと思えます。

しっかりとした取組の中でやっていただいておりますけれども、なかなか収束が目に見えてこないという状況で、中小零細企業の方々、個人事業主の方々も資金繰りはもちろんでございますけれども、やはり仕事をしてしっかりと雇用をつないでということも、今、努力されておりますけれども、厳しい状態が続くと思えます。今まで以上の中小企業に対する支援について産業・観光・雇用振興部長にしっかりと答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、道路河川について。私は県議会議員になって二十二年になります。長いです。これから、四つの河川と道路について質問するのですけれども、もう二十二年間一般質問のたびにこれの進捗状況なり今後の展開なりを聞いて

います。二十年以上たってできていないところを四つ、香芝市内で紹介しますので、皆さんも頭に入れていただきたいと思います。

桜井市からまず香芝市まで中和幹線が通っております。奈良県、そして関係市町村が今まで努力に努力を重ねて、桜井市から香芝市の西まではきちっと四車線で開通しておりますけれども、それから柏原インターチェンジまで行く二・八キロメートル、これは国土交通省直轄ではございますけれども、なかなか遅々と進んでいない。東のほうから御所市、葛城市のほうから山麓線、大和高田バイパス、そして、桜井市のほうからは国道一六五号も来て大合流地点になっているところが非常に大渋滞をずっとここ、もちろん二十年間でできておりませんから、二十年間渋滞がずっと絶え間なく続いているということは皆さんに知っていただきたい。ここで、この国土交通省直轄の二・八キロメートル、その進捗状況について、そして、今後の展開について県土マネジメント部長にお尋ねしたい。

同じく国道一六八号という香芝市から王寺町をつないでいるこの道路も、奈良県の交通関係の皆さんに言わせると、大渋滞地域とずっと言われております。少しずつは進んでいるのは見えているのですけれども、二十二年間たってまだあの程度かというぐらいのレベルで進んでいる。私は、あの渋滞をしっかりと解消しなければいけないことは、早く四車線にしなければいけない。八〇%は用地がいけるのですけれども、二〇%はなかなかいけないということもよく分かっているのですけれども、今後の取組、そして今までの進捗状況もぜひとも教えていただくことをお願いしたいと思います。

続いて、河川。河川はちょうど二十年前ですか、大雨が降る嵐が来ました。葛下川、原川、葛下川は皆さんも御存じのように、王寺町まで大和川まで注いでいる川でございますけれども、この途中の地域、別所、瓦口が非常に大浸水いたしました。しっかりと対応はしていただいておりますけれども、河川はどうしても下流から広げていくということが基本になっているようでなかなか進みが悪い。やっていただいていることは私も認めますけれども、やはり完成までどれぐらいかかるのかと地元の方も心配しております。昨今の風水害についていつも心配されるのはやはり河川についてでございます。葛下川の進捗状況、そして、近鉄関屋駅の横を通っている原川も私は提起しておりますけれども、ここも二十年前大浸水いたしまして、そして、史跡調査からしっかりと県は対応していただいているのですけれども、なかなか近鉄電車が横を通っておったりということで、敷地の関係も含めて、権利の関係も含めてなかなか進んでないように思います。そろそろ大きな水害が来るようになるかと心配しております。これの進捗状況も教えていただきたく、今後の計画もぜひとも的確な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

県土マネジメント部長には、最後にもう一つ。知事がよくおしゃってますけれども、公共事業、道路等につきましても、しっかりと土地を協力していただける、土地を確保できなければなかなか事業は進まない。やはり土地の協力は第一なのですよと、遊水地についてもよく言われることでございます。今日は、私は各土木事務所の用地担当の職員について、県土マネジメント部長にお尋ねしたいと思います。

先ほど言いましたように、これはうれしいことですが、香芝市の国道一六八号、香芝市から王寺町へ続いている道、本当に進んでいるのですけれども、後四件か五件がなかなか進まない。要は用地担当の人がなかなかその用地を協力してもらえないということがありましたけれども、本当に直近でやっと協力していただけるようになったということを知りました。非常にうれしいことです。やはり用地が、こうして用地の担当者が怒られながらも行ってきているということで、やっと一か所は決着がついたと報告を受けておりますけれども、私は各土木事務所におかれましても、用地担当の皆さんがしっかりと努力していただいているということ、本来は認めたいのですけれども、当初予定の六割は大体皆さん協力してくれるのです。二割はしぶしぶ協力してくれるのです。後の残りの二割がなかなか話が行かない。ひょっとしたら、いや、十年前の担当者がいい加減でねという声を聞くこともあります。

でも、この香芝の担当の用地課職員は、近所に来たら、いや、用事ないからちょっと寄りましてんと。どうでしょうと。やはり辛いと思います。でも、用地交渉が一番だと公共工事では思っておりますけれども、私が見ている範囲では、用地の担当者のしっかりとした教育を向上させるために、もっともっと努力してもらわなければいけないと思っております。法的なものもちろんあるでしょう。しかし、やはり人と人とのつながりというのが非常に大事だと思います。しっかりとその事業の有効性を説明しながら、親しみを持ってしっかりと協力していただかなければいけないと思いますけれども、少しもう一度しっかりと研修も含めた用地担当ということ、私は期待しておりますけれども、その面について県土マネジメント部長はどのように思われているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

最後になります。コロナでもう本当に大変なのですけれども、私は、災害もまたいつやってくるか分からないと考えております。最近、新聞紙上では香芝警察署がいざとなったときに警察署の代替地を借りるということで、香芝市にある智辯学園奈良カレッジと提携を結んでいただきました。あってはならないのですけれども、もしものことがあったときには、そこをお借りして警察業務が停滞しないようにするというのでやってくれていると思います。大事なことだろうと思います。奈良県内でそのように警察署の代替について、どのよう

に今なっているのかお尋ねしたいと思うので、警察本部長、よろしく申し上げます。

私の壇上での質問は以上ではございますけれども、コロナの中でまた五條市のほうでは鳥インフルエンザがはやって、たくさんの職員の方々が一生懸命頑張っていたいて、やっと、やっと落ち着いたようには見えてますけれども、まだ、鳥のことですからどこへ飛び火するかも分かりません。自衛隊の方々も来ていただいて非常にご足労をかけたということも感謝しております。本当にありがたいことでございます。これからも奈良県のためにしっかりと私も頑張りますので、どうか議員の皆さま方の大きなこれからのご支援もお願いしながら、マスクで二十分しゃべったらそろそろ疲れてきましたので、この辺で壇上での質問は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（乾浩之） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）私は取らせていただきます。二十三番奥山議員のご質問がございました。

最初は新型コロナウイルスに襲われているわけですが、そのような本県における今後の観光振興についてということでございます。コロナ時代の観光政策というのは難しい面がありますけれども、まず、観光需要が落ち込むわけでございますので、冷え込んだ観光産業を救援するということと、回復を支援するということがまず第一であろうかと思ってまいりました。給付金の支給とか無利子貸付の実行というのはそのような性質でございます。

二つ目は、この際やれば将来に役立つという、ピンチをチャンスに変えるという精神も必要であろうかと思っております。奈良県の観光はインバウンドで今までよかったのですけれども、その前の構造的な問題といたしましては、関東に需要が偏って近隣、奈良県の中からの需要があまり発生しなかった。奈良の人は奈良知らずという観光地でございますので、奈良県の人に支えられて奈良県の観光が発展するといったパターンに変えられたら、観光の需要は全部奈良県の人で賄うわけではございませんけれども、基本的な支え、リピーターになるということをしてもらえば、随分観光産業の底支えが違うのではないかと思います。

そのチャンスを生かすために奈良県の「いまなら。キャンペーン」は奈良県民に限定して奈良県をもっと知ってくださいよというキャンペーンを始めたわけでございます。そのようなことで奈良県の観光産業を支える、その割合はともかくとして、基礎になるベースは奈良県民の県内観光需要、観光消費だとなってくるのが望ましいかと思っております。その上で、その魅力を奈良県民が

みずから県外の人、海外の人に伝えてもらってこのようにすばらしいよと、体験に基づいてみずから宣伝マンになっていただくというパターンが、奈良県には今まで発生してこなかったということを深く反省して、「いまなら。キャンペーン」を成功させられたらと思うものでございます。この際、奈良県民の観光消費が県外に流出していたのを止めれば、奈良県民の観光消費ですよということに戻せないかということでございます。

また、さらなる取組、新しい取組があるのではないかとということも、議員おっしゃいました。新しいルートづくりとか、今までほったらかしだった観光資源を掘り起こしてそれを使ったらどうかという発想でおられるかと思います。それも重要なことだと思っております。

観光産業の振興、進展のためにはテーマと拠点構築とその結びつき、周遊観光に結びつく構造が必要かと思えます。そのテーマというのは、今、奈良県は、歴史文化資源が中心でございます、大変際立った、世界的にもめきんでたものでございますが、それだけかと言われる面があります。それだけだと単調になってしまうという、少し弱点がございます。そのほかの要素が入らないのかと。

テーマパークというのがありますが、テーマパークはテーマにバラエティがございます。一つのテーマというのなかなかございません。いろいろなテーマがございます。美術館でも彫刻だけではなしに印象派の絵画とかいろいろなことの要素を混ぜ合わせて美術館とか博物館は面白いよと。仏像ばかり並んでいる博物館も優秀でございますが、やはり絵画も一緒にあったほうがお客さんが多いというのが世界の美術館マーケットでございます。

議員がお述べになりましたアニメとか、あるいは、地域資源をアニメの形で変えるという手もありますし、あるいは、自然の資源を利用するというので、私が提唱しておりましたのはジップラインというのがございます。葛城山からロープウエーですっと下がってくると。吉野山で実行しようと思っていましたが、町長が代わって頓挫いたしました。今度は葛城山からジップラインで、ロープウエーがありますので、その上へロープウエーで登ってジップラインで下りることができたらと、そのような新しい利用の仕方も考えられると思えます。

新型コロナウイルスで、これまでの観光産業の在り方も見直したらどうかということも考えなければいけないということも、議員のご質問の中に入っていったと思えますので、これから多様な奈良観光ということを求めて、仏様だけではないよと、もっと面白いのもあるよということを探し出して、多様なテーマをつくっていくというのが一つだと思えます。

それとともに、大英博物館とかルーブル美術館がよりはやってきているのは、持っている物の優秀さだけではなくに、そのほかの工夫がございます。それは、ほかのゆっくりした楽しみ、自然を見る楽しみと飲食でございます。レストランのよくない美術館ははやらないという鉄則がございまして、奈良県をいい美術館と仕立てれば、いい食事のない美術館ははやらないという原則が当てはまりそうでしたが、それを改善するというところに腐心してまいりました。大分よくなってまいりましたので、奈良県は仏様も見て、おいしいものも食べられるというほうが観光地としてはグレードが高いと思っておりますので、この際、コロナになりましたときに奈良県は新型コロナウイルス感染症にもうつらないレストラン、おいしいレストランがあるよといったように切り返すのも一つの手法かと思えます。

多様な観光地をつくり、拠点をつくり、それを結びつける手段も奈良県は少し弱いところがありますけれども、この際、コロナ時代をアフターコロナに向けての努力を重ねる必要があらうかと思っております。

二つ目のご質問は、観光産業でございますが、奈良まほろば館の取組について、関東のマーケットの発信ということでございました。奈良まほろば館は本県の観光、食、特産品などの魅力を発信する、本県の認知度とブランド力の向上を図ることを目的とした情報発信拠点でございます。奈良県はそのようなものは今までございませんでしたが、つくりますとやはり奈良県というのはいろいろあると。関東の人が持っておられる今までの既成概念とは違うものがあるということ発信する拠点になってきたものと思えます。

日本橋にありました奈良まほろば館が地区開発によって移転を余儀なくされましたので、新しく探しておりましたが、いい場所が新橋駅前に見つかりました。そこではアンテナショップとアンテナレストランを併設するということにしたいと思えます。東京での各県のアンテナレストラン、アンテナショップ競争は熾烈なものでございます。大変厳しい競争でございます。その中で差別化を図って生き残っていくという戦いに挑むという心境でございます。上質で洗練されたハイグレードなものを展示しないとイケない、ありきたりでは駄目だと思えます。

機能としては、物販機能とレストラン機能と情報発信機能があらうかと思えます。そのいずれもが奈良県はすごいということを実感していただく現場となるように考えております。レストランではおいしいものを食べていただく。奈良県においしいものがあつたのかと、こういわれますが、これを食べてくださいと実物を示す。今までの奈良県のアンテナレストランは十三軒ある東京のアンテナレストランの中で唯一ミシュランの星を取ったレストランでございまして、白金台にあったレストランでございまして。今度のシェフもそれに負けない

実力者でございますので、ミシュランの二つ星でも三つ星でも取っていただきたいと願っているところでございます。

商品作りにつつましてでございますが、売れる商品を持っていくように、売れない商品を東京で売れといても無理な相談でございます、売れる商品を持って行って値段を上げるということから始まるのが常でございます。県職員には優秀なバイヤーになっていただく、目利きのできるバイヤーになっていただくと思って訓練を始めております。長野県のサンクゼールは奈良県の職員を教育してあげてもいいよというので、今研修に行っております。そのような県職員が育って目利きのあるバイヤーになっていただきたいと思っております。

もう一つは、新橋という立地を生かしまして大型ビジョンを設置して、本県のすばらしい景色を展示していきたいと思っております。NHKの新社屋の開設式で二百インチの大ビジョンの中で興福寺中金堂の落慶法要の空撮動画が出て、実にすばらしいものでございました。奈良県でしか見せられないものでございました。そのようなビジョンを新橋の駅前の通りに取って、道行く人に奈良県の画像を目の前で見ていただくということを考えております。興福寺の落慶法要の空撮だけでなく、平城宮跡の大極殿院、また新しく南門などできますと、その空撮というのもびっくりするビジョンでございます。そのような目に見える形で東京の人を驚かせるということも今考えて着々と手を打っているわけでございます。

このようないろいろな取組を準備して、アフターコロナに備えていきたいと思っております。私への質問は以上でございました。ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 谷垣産業・観光・雇用振興部長。

◎産業・観光・雇用振興部長（谷垣孝彦） （登壇）二十三番奥山議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、コロナ禍における県内中小企業者、小規模事業者への支援についてどのような取組を行っているのかとのお尋ねでございます。

奈良財務事務所の発表では、今年八月から十月までの県内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの一部で持ち直しの動きがみられるとされていますが、現在感染拡大が続いており、予断を許さない状況であると認識しております。

このような中、感染拡大防止と経済活動活性化の両立を図る上で、中小企業、小規模事業者への支援は極めて重要であると考えています。

そこで、新型コロナウイルスの感染防止や売上回復に係る取組などを支援する新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業や、再起のための新商品、新サ

ービスの開発や、新たな設備導入などを支援する中小企業等再起支援事業を新たに実施しているところでございます。

また、県民による県内消費を促進するため、市町村が発行するプレミアム商品券などに県が同額を補助し、市町村と連携・協働して地域の消費喚起を進めています。

次に、制度融資による金融支援では、中小企業、小規模事業者の事業継続や資金需要に迅速に対応するため、無利子・無保証料の資金による支援を全国に先駆けて実施いたしました。融資条件の見直し後も総額四千六百億円まで順次融資枠を拡充し、切れ目なく支援してまいりました。

さらに、雇用対策として、雇用調整助成金の円滑な申請手続に関する個別相談のほか、雇い止めや解雇などにより求職活動を余儀なくされた方々を支援するため特別就労相談窓口を設置しております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、県内の中小企業、小規模事業者の事業活動と雇用をしっかりと支えていくことに引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 松本県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（松本健） （登壇）二十三番奥山議員より、道路河川整備に関しまして四点ご質問いただきました。順次お答えいたします。

まず、一点目は、国道一六五号香芝柏原改良の進捗と見通しでございます。

国道一六五号香芝柏原改良につきましては、中和幹線が接続する香芝市穴虫西交差点から西名阪自動車道柏原インターチェンジまでの間、約二・八キロメートルを連続する急カーブを無くすとともに、四車線に拡幅する国土交通省の事業でございます。本県の中和地域と大阪府を結ぶ重要な幹線道路と認識してございます。

平成二十三年度に事業着手し、これまでに詳細設計や埋蔵文化財の発掘調査、用地買収などが進められております。用地進捗率につきましては、面積ベースで一昨年度末は五六%、昨年度末まで七五%まで上昇しているところでございます。国土交通省からは今後も早期に用地取得が完了するよう取り組んで行く予定と聞いてございます。県といたしましても、引き続き国土交通省や香芝市と連携し、円滑な事業の推進に向けた必要な役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

二点目は、国道一六八号香芝王寺道路の進捗と見通しでございます。

国道一六八号香芝王寺道路につきましては、香芝市北今市から王寺町畠田四丁目交差点までの間、三・二キロメートルを四車線に拡幅する事業でございます。骨格幹線道路ネットワークに位置づけられているなど本県西部を南北に縦断する重要な幹線道路でございます。

このうち西名阪自動車道香芝インターチェンジから南の区間、一・六キロメートルにつきましては、沿道に営業店舗も多く用地交渉に時間を要している箇所もございますが、粘り強く交渉を進めた結果、昨年度は五件、今年度は現時点で一件の用地を取得し、用地買収が必要な全体六十件のうち五十二件まで用地の取得を完了しているところでございます。引き続き地権者の協力も得ながら早期に用地取得を完了するとともに、工事にも着手できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

三点目は葛下川と原川の改修でございます。

葛下川は葛城市に源を発し、王寺町において大和川に合流する十五キロメートルの一級河川でございます。このうち大和川合流点から香芝市瓦口地内の国道一六五号五位堂橋までの八・五キロメートルは、平成二十六年まで改修が終わっているところでございます。現在は、その上流の五位堂橋から上流九百メートルの人家連担地におきまして用地買収に取り組んでいるところでございます。

特にこの九百メートルのうち下流側の五百メートルにつきましては、これまでに用地測量及び地図訂正を完了いたし、昨年度の二件を含めこれまでに五件の用地買収を完了したところでございます。しかしながら、一部の地権者にはまだ事業のご理解が得られていない状況もございまして、一日も早く工事に着手できるようご理解ご協力を得るべく継続して用地交渉に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、原川につきましては、香芝市に源を発し、大阪府柏原市で大和川に合流する六キロメートルの一級河川でございますが、このうち上流二キロメートルが本県の管理となっております。このうち浸水常襲区間でございます香芝市田尻地内の五百メートルの区間を中心に、工事着手に向けた用地買収に取り組んでいるところでございます。

議員のご指摘もございましたが、この区間につきましては地籍混乱等も広範囲に及んでおりましたが、河川の南側につきましては地図訂正が完了し、引き続き北側の地図訂正を行っているところでございます。用地買収全十六件のうちこれまでに十二件の用地買収を完了いたしました。残る用地につきましても早期に買収し、工事着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

四点目は、道路整備や河川整備のための用地取得の業務に携わる職員の資質向上についてでございます。

道路、河川の事業を進める上で、用地確保が特に重要であるということは論をまたないところでございます。用地取得を円滑に進めるためにも組織マネジメントに加えまして、議員お述べの用地担当職員の資質向上が重要であると考えております。

まず、組織マネジメントにつきましては、用地担当職員だけでなく事業計画や工事を担当する職員も買収方針の立案やその進捗管理に携わるなど、組織一体となった用地取得に取り組んで行くことが重要だと考えてございます。

その上で、用地担当職員には地権者との交渉力や専門的な知識も必要であることから、職場での実践的な経験を通じたノウハウの継承などによる資質向上が重要であるとと考えてございます。

特に今年度につきましては、新たに用地取得業務の経験が豊富な職員が、これまでの経験で得られた知識や技術を経験が浅い職員に伝える研修を実施するとともに、用地担当職員としての心構えをまとめた心得集の作成に努めているところでございます。

今後とも引き続き用地取得を円滑に進めるため、組織マネジメントの強化を図るとともに研修内容を充実させるなど、職員のさらなる資質向上に向けた取組を実施してまいりたいと考えてございます。以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 大橋警察本部長。

◎警察本部長（大橋一夫）（登壇）私には、二十三番奥山議員から警察庁舎の代替施設についてのご質問がありましたのでお答えさせていただきます。

議員ご指摘の件につきましては、県警察といたしましてもその重要性を認識しており、東日本大震災以降、震災への対応で得られた警察運営上の反省、教訓事項から、災害などにより警察庁舎が使用不能となった場合の代替施設の設置を検討してきたところでございます。

加えて、警察庁においても全国警察にこの点は重点的に検討すべき事項であるとの指示をしており、こうしたことを踏まえて県警察では警察庁舎の代替施設の確保に向けた取組を行ってまいりました。

具体的には、施設の耐震性、立地条件などを勘案しつつ、行政機関や教育機関などからご理解とご協力を得て警察署被災時の施設利用に関する協定を締結させていただくなどしまして、平成三十年までに県下十二の全ての警察署において代替施設を確保するに至っております。

なお、本件は大規模災害など緊急事態を想定しており、全警察署において代替施設の候補が複数あることが望ましいことから、現在でも代替施設の複数化に向けた取組を継続しております。

最近では、議員お述べのとおり、去る十一月十一日に香芝警察署が学校法人智辯学園のご理解とご協力を得て協定を締結させていただいたところでございます。これにより代替施設に係る協定数は現在十八件となったものであります。

県警察では、代替施設の重要性を認識し、今後も地域住民の安全安心のよりどころとなる警察署代替施設の複数化や、それに伴い必要となる装備資機材の充実強化について検討を進め、地域住民の安全確保に努めてまいり所存でございます。以上でございます。

○副議長（乾浩之） 二十三番奥山博康議員。

◆二十三番（奥山博康） もう今日は再質問をやめておきます。これは、一〇〇%ではないですが、私が納得できる答弁をしていただいたということで解釈して、残りはまた追って委員会なり、いろいろなところで聞きたいと。

最後に警察署の代替施設、非常に努力していただいて、すばらしい体制になっているので少し安心をしました。あってはならないことですが、いざというときです。また、いろいろな備品やら、いろいろなものもひよっとしたら取り揃えなければいけないときは、しっかりと予算要望もしながら頑張ってくださいことをお願いして終わっておきます。ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 次に、三十九番今井光子議員に発言を許します。一一三十九番今井光子議員。（拍手）

◆三十九番（今井光子） （登壇）北葛城郡選挙区選出の日本共産党の今井光子でございます。このたび議員在職二十五年以上の表彰いただきました。ご支援いただきました多くの皆さまのおかげと心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、核兵器の廃絶に向けた取組について質問します。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、世界も日本も激動しています。今回のパンデミックに対して軍事は何の役にも立っていません。しかし、世界は今、過去最高を更新する勢いで軍事費が増え続けています。二〇一九年の世界の軍事費約二百四兆円、その二八%を使えば、世界の貧困人口七億三千六百

万人に一人毎日二ドル支給すれば、何億人もの人々が貧困から脱出できます。新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるためにも必要な対策です。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の試算では、アメリカが核兵器の小型化を進める予算約三兆八千億円を医療費に置き換えれば、集中治療室（ICU）のベッド三十万床と人工呼吸器三万五千台、看護師十五万人、医師七万五千人の給与を賄えるとしています。

菅政権は、敵地攻撃能力のため、新たに一兆一千億円の軍事費を増やそうとしています。これはICUのベッド一万五千床と人工呼吸器二万台に加え、看護師七万人、医師一万人の給与に相当します。

韓国では、軍事費一千六百億円を削減してコロナ対策に回しました。インドネシア、タイ、フィリピンも同様の動きが出ています。核兵器廃絶を目指す科学者会議、日本パグウォッシュ会議の栗田禎子教授は、どの国も社会保障や医療費の財源確保が待ったなしだ。核兵器の近代化や軍拡に一銭も出している余裕はない。今は核廃絶に向けてかじを切るチャンスだと指摘しています。

こうした動きを恐れたトランプ政権は、核兵器禁止条約の批准国に批准を撤回するよう圧力をかけましたが、十月二十四日ホンジュラスが批准してついに五十か国に達し、来年一月二十二日から核兵器禁止条約が発効することになったことは大きな喜びです。

問題は唯一の戦争被爆国日本が条約に参加していないことです。核保有国が参加していない条約にどれだけの意味があるのかといわれますが、これまでもクラスター爆弾などの条約で同じことがあったものの、保有国の参加がなくても条約ができれば国際法によってそれは効果を発揮します。

広島、長崎市長は、そろって核兵器禁止条約に関する国会における議論を推進するように各党に要請を行いました。来年条約が発効されれば核兵器をめぐる世界情勢は大きく変わっていくでしょう。条約に参加し、核兵器の悲惨さを世界に知らせることは、日本しかできない責務です。

そこで知事に伺います。

日本政府に核兵器禁止条約の締結を求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

奈良県では、全自治体が非核平和宣言自治体になっており、奈良市、大和高田市、生駒市、広陵町が日本非核宣言自治体協議会に加盟しています。日本非核宣言自治体協議会は一九八四年に広島県府中町で設立されました。設立の趣旨は、「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命と暮らしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界

の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものです。これは知事が進めてきた東アジア地方政府会合の平和的な東アジアの発展という趣旨とも重なります。

そこで知事に伺います。

核兵器禁止条約の発効を機に、奈良県も日本非核宣言自治体協議会に加盟して、県下の自治体に加盟を呼びかけていただくなど、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のために積極的に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、気候変動を抑制するCO₂実質ゼロ宣言について質問します。

十一月十九日、衆参両議院で気候非常事態宣言が決議されました。国連気候変動枠組条約のエスピノサ事務局長は、新型コロナは人類が直面する喫緊の脅威だが、最も大きな脅威は気候変動であることを忘れてはならないと述べています。気候変動問題の切迫性を訴える国連のグテーレス事務総長は、国連気候変動枠組条約第二十六回締約国会議（COP26）に向けて、温暖化の原因となる二酸化炭素CO₂排出国上位五位、中国、アメリカ、インド、ロシア、日本を名指しで対策の強化を求めました。

菅内閣総理大臣は、十月二十六日に召集された臨時国会で初めての所信表明演説を行い、脱炭素社会の実現に向けて二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明しました。二〇五〇年は今年生まれた子どもが三十歳になります。その時に今の地球を手渡すことができるでしょうか。

気象庁が発行している地球温暖化予測情報第八巻によれば、二十一世紀末の奈良県の年平均気温は、二十世紀末に比べて二・九度の上昇が予測され、夏より冬の気温上昇が大きいと予測しています。また、最低気温が〇度未満である冬日は三十七日減少、最低気温が二十五度以上の熱帯夜は二十二日増加、三十五度以上の真夏日は三十四日増加、三十五度以上ある猛暑日は十四日増えると予測されており、自然災害や人々の健康などに対する気候変動の影響が大変心配です。気候変動の影響を抑えるには二酸化炭素排出量を削減することが必要です。

そこで、水循環・森林・景観環境部長に伺います。

奈良県でも新たな環境計画に、脱炭素、二酸化炭素ゼロを位置づけ、ほかの自治体にも呼びかけ、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を表明し、その姿勢を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国民健康保険運営方針の見直しについて質問します。

十一月十九日、奈良県国民健康保険運営協議会が開催され、新聞報道によれば、事務局が提案した見直し案が全会一致で異議なく議決したとのこと。国民健康保険は、市町村が保険者になり運営されてきました。そこに都道府県

が保険者に加わり財政を管理し、運営はそのまま市町村に行わせて統括、監督するというのが都道府県単位化です。

狙いは市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の国民健康保険料軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁することにあります。

奈良県は全国に先駆けて国民健康保険県単位化の検討を進め、二〇一八年から国の制度になりました。しかし、全国でも保険料の統一を目指している県は僅か七県です。今回の中間見直しでは、一、これまで市町村独自に定めていた保険料の減免規定は国が定める数項目に限り、独自の減免を禁止する。二、県への納付金を市町村ごとの収納率に応じて決めていたものを、市は九七%、町村は九九%で一律にする。三、国保料徴収取立てマニュアルを作成し、差押え、分納は一年以内、長期にわたるものは禁止、短期証は一か月のみなど、どれを取っても社会保障とはかけ離れた大改悪が計画されています。

国保が対象にしているのは医療機関を訪れる人だけではありません。具合が悪くなくてもお金がなく受診できない、一人で病院まで行けない人など、病人でも患者になれない人でほかの保険に加入できていない全ての人を対象です。

県民の願いは払える保険料、保険証一枚で安心して受けられる医療です。強権的な保険証取上げ、差押えなどを市町村に押しつけることは、失業や病気などで保険料が払えなくなった加入者の命と健康を脅かし、さらに貧困に陥れることとなります。

国の改悪法は施行されましたが、厚生労働省は、都道府県単位化後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる、生活困窮者の自治体独自の軽減は問題ないと答弁しており、地方自治の原則を完全否定はできません。減免の基準は一律に定めるのではなく、例えば、子どもの保険料の均等割りに対する減免など市町村が独自に判断できるようにするべきと考えます。

そこで、医療・介護保険局長に伺います。

今回の国民健康保険運営方針の見直しは、市町村に強権的な保険証の取上げや差押えを押しつけ、市町村の減免に関する裁量を認めないなど社会保障のあるべき姿に逆行するものであり、撤回すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、介護保険料等の減免について質問します。

介護保険制度が始まって二十年、来年は第八期介護保険事業支援計画がスタートします。社会で介護を支えるという名の下に介護保険制度は創設されました。ところが家族の介護で仕事を辞める介護離職が年間十万人、介護難民と呼ばれる行き場のない要介護高齢者が数十万人規模に上ります。ヤングケアラーなど介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因になっています。

発足当時、私は在宅介護支援センターで働いており、地域の老人会などで介護保険制度の仕組みについて話をしてきました。必ず出た質問が、使わなかったら後から返してもらえるのですかということでした。民間の保険と違い公的保険なので戻りませんと説明してきました。実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。

介護保険料は第一期目の県平均で二千八百五十九円のところ、今は五千六百七十円と二倍です。今後、厚生労働省の見通しでは、二〇二五年には月八千円とされています。一方、介護保険の認定者は一七・七%で五人に一人も使われていません。要支援者や軽度者を保険給付の対象から除外する改悪が繰り返されています。利用者負担も最初は一割でしたが、いまは所得によって二割、三割負担になっています。

介護保険の創設を主導した元厚生労働省の幹部から、このままでは介護保険は国家的詐欺の制度になるという危惧の声も上がっています。

こうした介護保険制度に対して奈良県では、二十年間で千四百十六件の審査請求が上がりました。保険料給付に関する請求は千百九十九件と八割です。審査結果では、棄却と却下が千二百四十五件でほとんどを占め、保険料は年金からしっかり引かれているのに、意見も聞いてもらえない制度になっています。第七期の介護給付の計画額と実績額を見ますと、平成三十年代、令和元年度では合わせて百四十三億七千三百三十万円も実績額が計画額を下回っています。

一方、介護保険は、年金天引きの特別徴収と年金が月一万五千元以下の方は直接納める普通徴収があり、普通徴収の収納率は第七期で九一・四%、滞納額は三億九千万円です。

国は消費税の増税分で低所得者の介護保険料の減額を行いましたが、その額は全国で総額九百億円です。そのうち、仮に奈良県分が九億円としても、第七期に計画通り執行しなかった介護保険の国の負担、全体の四分の一が国庫支出金ですので、百四十三億円のうちの約三十五億円は国庫が不用になったわけですから、たった九億円の減額をもって消費税は社会保障に使われたというのは、ごまかしです。

介護保険は保険料を納められない人にペナルティーをかけており、保険料の未納者が介護サービスを利用するときは、自己負担は一割でなく十割必要です。これほどまでに重い負担で、月一万五千元以下の年金暮らしの方が一体どうやって介護サービスを使うことができるのでしょうか。現在の介護保険制度は、低所得者に対する保険料や利用料の負担があまりにも大きいと考えます。

そこで、医療・介護保険局長に伺います。

第八期の介護保険事業支援計画を策定するに当たり、非課税世帯の保険料、利用料の減免制度の充実を国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、紙おむつなどの介護用品支給事業の継続について質問します。

市町村が行う紙おむつなどの介護用品支給事業に対する国や県の補助が、今年度で打ち切られると聞きました。市町村では紙おむつ等の助成制度の必要性を認めているものの、国や県の補助があってこそ実施できているものであり、国や県の補助がなくなると、市町村単独の財源のみでは助成制度の存続が難しいという声を聞いています。

住民税非課税の方が支給対象になっていますが、紙おむつは月に四、五千円と価格も高く、かさばるため、近くに店がない、一人で持ち帰れないなどの事情がある老々介護のご家庭に直接届く紙おむつ助成制度は大変喜ばれています。

そこで、市町村が行う紙おむつ等の介護用品支給事業に対する補助は今後も継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、子どもの意見を尊重した校則について質問します。

児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約は子どもが幸せに生きるための国際条約です。子どもの権利条約が採択されて今年で三十一年、日本が批准して二十六年になります。

条約では、子どもが意見を表明する権利を保障し、その意見を尊重することを求めています。昨年二月、国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、社会の競争的な性格により子ども時代と発達が悪化することなく、子どもがその子ども時代を享受するための措置を取ること、子どもが自由に意見を表明できるようにすること、また、その力を伸ばして発揮させるように子どもの参加の積極的な促進が勧告されました。

この勧告をしっかりと受け止め、それぞれの場で具体化し実践する必要があります。

奈良県では、県立高等学校全てに生徒心得が存在しています。ある学校では、頭髪は流行を追うことなく常に清潔端正にすること。特に染色、脱色、パーマや奇抜な髪形は厳禁。ただし、くせ毛の場合は入学前に保護者を通じて届けを校長に提出することとされています。生徒心得は、髪型だけではなく、服装、言葉遣い、態度、靴下、靴、防寒着、化粧などについて書かれています。頭のとっぺんからつま先まで全て決められています。

二〇一八年に宮本次郎前県議会議員が奈良県の頭髪指導を調べたところ、当時全ての学校が指導しており、生まれつき黒以外の色やウェーブ状の場合、十五校が子どもの頃の写真を添付した地毛証明の提出を求め、十四校が保護者に

口頭の報告を求めていました。現在は一部改善され、保護者に報告を求めているのは十校と聞いておりますが、未だに残っているのは驚きです。

東京都世田谷区の桜丘中学校の実践は、子どもの笑顔を絶やさない教育として注目されています。前校長が着任した九年前、校内には、落ち着かない子どもたちを必死に抑え込もうとする教員たちのどなり声が響いていました。制服を着るといらいらすという発達障害児、居心地の悪さを抱えたLGBTの子ども、様々な事情を抱える子どもたちがいるにもかかわらず、学校は一方的に叱りつけるだけでした。

前校長は子どもと対話し、先生に悪態をつく子どもほど、家でも学校でも自分の思いを聞いてもらえていないと気づきました。

そこで教員へは、生徒の声を聞こう、絶対にどならないでと呼びかけるとともに、学校をよくするヒントを子どもの意見に求めました。子どもの意見を反映し、校則をなくし、制服の強制をやめました。教室以外にも生徒の居場所をつくり、生徒総会でも提案された私服で登校する日をつくるなどのアイデアも全て実現しました。前の学校で不登校だった転校生は、髪を染めても遅刻しても好きにしていんだと伝えました。試すように髪を染めた生徒に、教員たちはいいねと声をかけ見守ります。何日か置きの登校が、やがて毎日の登校に変わりました。学校の自由の幅を広げたことで、どの子ども息をしやすい場所になりました。この学校には正解がないから、本当にこれでいいか自分で考えるようになったと三年のAさんは語ります。生徒手帳には、意見表明や個性の尊重などをうたう子どもの権利条約の一部を掲載しました。こういった取組は、奈良県の教育において大いに参考にするべきではないでしょうか。

教育長に伺います。

奈良県においても、校則の内容については、子どもの権利条約の自己の意見を表明する権利を踏まえ、子どもの意見をもっと尊重して定めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(乾浩之) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 三十九番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

私への質問は、核兵器の廃絶に向けた取組についてのこれまでのご質問の趣旨と同じご質問でございます。

核兵器の廃絶は唯一の戦争被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いであると思います。ただし、その実現は国際社会の在り方そのもの

に関わりますので、我が国が一国だけで達成できるものではありません。核兵器を持っている国、持とうとしている国が近隣にもおられますが、そのような国がなくなることが必要でございます。現実には、わが国の近隣だけを見てもそのようになっているということを申し上げました。

国民の生命をどのように守るかは国家の大きな責務でございますから、外交と防衛の分野の仕事でございますので、その問題は国の専権事項となっているのがほとんどの国の実情でございます。

核兵器禁止条約に関することは、これまでの議会でもお述べたとおり、県知事が責任ある立場で申し上げるべきものではないと考えております。

世界の平和は観光交流も含めた言わば草の根交流が貢献することが多いと考えております。地方政府同士の交流も平和につながる大変有意義なものと考えてまいりました。これまで本県が中心となって実施してまいりました東アジア地方政府会合は、会員地方政府の相互理解と行政能力の向上、さらには平和で安定した東アジアの発展に貢献しているものと考えております。

現在、海外地方政府の会員数は三十六に上ります。国内の会員数は県内の十一市町村を含めて三十八でございます。さらに独立行政法人国際協力機構 JICA など五つの国際関係機関にも加入していただいているところでございます。来年の第十回会合は、インドネシア西ジャワ州の主催によりバンドン市で開催することが決定しておりますが、海外からも高く評価され、広がりを見せているところでございます。

このほか、海外の地方政府や大学との交流も積極的に進めており、このような交流によって各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築に必ずつながるものと確信しております。

このような本県の取組は日本非核宣言平和自治体協議会の取組方法と同じではありませんが、今後とも東アジア地方政府会合や歴史的につながりの深い地域などとの交流を大切にして、恒久的な平和を希求する機運の醸成に努めてまいりたいと思います。

奈良県の歴史が持つております国際交流によって国が始まるという歴史を背景にこのような努力を続けてまいりたいと思っております。私へのご質問は以上でございました。

○副議長（乾浩之） 梶田水循環・森林・景観環境部長。

◎水循環・森林・景観環境部長（梶田斉志） （登壇）三十九番今井光子議員から、私には、気候変動を抑制するCO2実質ゼロ宣言について、県としても

二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を表明し、それに向けて姿勢を示すべきと考えるがどうかとのお尋ねでございます。お答えいたします。

脱炭素社会の実現は世界的に重要な課題であり、議員お述べのとおり、菅内閣総理大臣は先の所信表明演説で二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明されました。

県としても国のエネルギー政策や技術革新等の動向を注視しながら、地域から積極的に貢献しなければならない喫緊の課題であると認識しております。

この温室効果ガスの排出を実質ゼロにするためには、化石燃料の燃焼などによる二酸化炭素等の排出量を減少させ、森林等による吸収量を増加させることにより、これらの量を同じ数値とすることが必要となります。

本県における温室効果ガス排出量の目標は、二〇三〇年度までに基準年の二〇一三年度比で、国の二六%を上回る三〇・九%の削減としております。二〇一七年度実績では、約一六・三%削減できており、目標達成に向けておおむね順調に推移してきているところでございます。

このような現状を踏まえ、県では今年度中に改定する予定の環境総合計画におきまして、二〇五〇年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとして、温室効果ガスの排出削減、二酸化炭素吸収源の整備、気候変動への適応の各施策について数値目標や個別の事業を体系的に取りまとめているところでございます。

重点的な取組として、二酸化炭素吸収源の整備を図るため、本県独自の森林環境管理制度により、現在八万八千ヘクタールある施業放置林の解消に向けての事業を推進してまいります。これには長期の年数を要することになりますが、この施業放置林を解消することにより、二酸化炭素の吸収量は年間五十六万七千トン増加することになり、総量として現状の年間三十八万トンの二・五倍、九十四万七千トンということになります。

また、バイオマスをはじめ再生可能エネルギーの導入促進を図るとしておりまして、大和平野中央プロジェクトではドイツのシュタットベルケ、地域電力などを供給する都市公社でございますが、このような手法を導入することの可能性について検討を始めたところでございます。

脱炭素社会の構築はハードルの高い長期の目標となりますが、引き続き市町村、事業者、県民の皆様等の多様な主体と連携・協働を図りながら、より一層努力してまいり所存であります。以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 石井医療・介護保険局長。

◎医療・介護保険局長（石井裕章） （登壇）三十九番今井議員の質問にお答えします。

私に対しましては、三問頂戴しております。順次お答えさせていただきます。

まず一点目でございます。国民健康保険運営方針の見直しについてでございます。

国民健康保険については、平成三十年度から都道府県単位化され、本県では同じ所得、同じ世帯構成であれば県内どこに住んでも保険料水準が同じとなる県内統一保険料水準の令和六年度完成など、国保財政の安定化と県民負担の公平性を図る取組について、県と全市町村の合意に基づき着実に進めています。

これら奈良県における国保改革の理念と運営の方針については、平成二十九年十一月に国保法に基づいて、奈良県国民健康保険運営方針として策定しました。その中で、三年ごとに見直すこととしており、本年度において市町村との議論を重ねながら必要な見直しを行ったところです。

主な見直しの内容として、まず現在、市町村によってまちまちな取扱いとなっている保険料の減免基準について、県民の実質的な保険料負担の公平化を図るため、災害、収入激減等の五要件に統一することとしました。

また、収納率向上を目指した収納対策についても、県全体の底上げと市町村格差の是正のために、昨年度末に収納対策マニュアルを策定しました。そのマニュアルにおいては、滞納者の医療への受診機会確保と納付相談の機会を増やすため、短期の被保険者証の活用も記述しているところです。

さらに、市町村が県に納める納付金の算定に用いる収納率についても、より市町村間の公平性と負担抑制につながる率の設定に改めることとしました。

これらの見直し内容については、これまで県と市町村とで議論を重ね、合意形成が図られています。運営方針の見直しに当たっては、国保法に基づき改めて市町村に意見照会の上、奈良県国民健康保険運営協議会にも諮り、全委員より賛同を得たところでございます。

いずれの内容も国保財政の安定化と県民負担の公平性をより一層高めるためのものであり、議員のご指摘は当たらないものと考えています。

次のご質問に答えます。次のご質問は、介護保険料の減免についてでございます。

介護保険は四十歳以上の国民が保険料を支払い、皆で助け合う制度となっています。その中で、低所得者の方への対応については、まず介護保険料の設定に際し、所得に応じて多くの段階を設けることで、きめ細かな保険料の設定を行っています。加えて、災害により損害を受けた場合や、失業等による収入の減少等による減免制度も設けられています。また、サービスの利用者が支払う

負担額についても上限が設けられており、所得が低い方は、低く設定されています。

このほかにも特別養護老人ホーム等の施設に入所されている方の場合、所得に応じて食費や居住費の負担を軽減するなど、既に保険料と負担額の両面から低所得の方に配慮した様々な仕組みが講じられているところです。

さらに低所得の方の保険料については、消費税率の引上げにより生じた財源を活用して、令和元年十月から基準となる保険料を三割まで減額する仕組みも導入されたところです。

県としては、次世代の負担を増やしかねない議員ご指摘の介護保険料等のさらなる負担軽減を国に要望するのではなく、制度の持続的、安定的な運営を確保するために、保険者である市町村と連携し、負担とサービス給付の両面において効率的な制度運営に努めてまいり所存でございます。

次の質問は、紙おむつ等の介護用品支給事業の継続についてでございます。

市町村が実施している紙おむつを含む介護用品の支給事業については、国庫補助を活用し地域の実情に応じて行われていました。しかし、平成二十七年度から国庫補助の対象外となり、現在は廃止や縮小に向けた具体的方策を検討していること等を要件に、平成二十六年度に事業を実施していた市町村のみが補助の対象となっています。

この経過措置は令和二年度までとされていたところですが、今般、令和五年度まで経過措置を延長する旨通知があり、十一月十七日付で各市町村へ通知したところです。

県としては、こうした介護用品の支給に係る現行の措置があくまで時限的なものであることを踏まえ、市町村において事業の優先順位づけや重点化など十分検討しながら、効果的に事業が行われるよう引き続き市町村に対し情報提供等を行ってまいります。以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）三十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、校則について、子どもの意見を尊重して定めるべきと考えるがどうかのご質問でございます。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長発展していくための一定の決まりであり、学校の責任と判断において決定されるべきものでございます。

また、校則の運用に当たりましては、内容や必要性について児童生徒、保護者との間に共通理解を図ることが大変重要でございます。さらに、校則は日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒や学校の実情、保護者の考え方、地域の状況や社会環境等の変化を踏まえて積極的に見直す必要があると考えております。

平成二十九年度には、頭髪の黒染めを強要した指導をめぐり、子どもの人権に配慮が欠ける不合理な校則、いわゆるブラック校則を見直す動きが全国的に広がりを見せました。

本県におきましては、校則を見直した例を申し上げますと、県立高等学校では生徒会から両サイドの髪を短くするツブブロックの髪型について容認の提案があり、職員会議等で検討されている学校が現在ございます。また、新聞にも掲載されましたが、天理市立西中学校では、生徒会が女子生徒の靴下を白色と限定する校則の是非を問う投票を発案し、その結果、その校則は撤廃されました。これらは生徒個々の意見が校則に反映される以上に、生徒会を中心に生徒参加により校則が見直された例として、その教育的意義は大変大きいと考えております。

今年度新設した県立国際高等学校では、生徒会がG Suite for Educationを活用して、校則をはじめとし、様々な生徒のアンケートを実施いたしております。

県教育委員会としては、このような一人ひとりの声に耳を傾ける学校風土を県立学校に広めていき、第二期教育振興大綱に掲げる本人のための教育を実践してまいります。以上でございます。どうもありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。いい答弁も悪い答弁もいろいろありましたけれども、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、知事にお尋ねしたいと思います。

知事は、東アジアの地方政府会合でいろいろご尽力されておりますけれども、今、ここに参加しております国が七か国あると思います。その七か国のうち、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシアはこの核兵器禁止条約を批准している国で、批准していないのは中国と韓国と日本の三か国だけという状況になっております。

ですから、東アジア地方政府会合を呼びかけた奈良県が本当に核兵器をなくそうという立場に立っていただければ、本当に大きな力になると私は思っております。この日本非核宣言自治体協議会に奈良県もぜひ参加していただき

いということをお願いしたいと思いますが、その点で知事のお考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

○副議長（乾浩之） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 東アジア地方政府会合はあまり政治外交の問題を議論しません。核兵器や外交について議論したことはございません。社会保障や観光振興や地域振興とか共通の課題を議論してきております。大変成果のあるやり方でございます。そのようなやり方もあるということを議員もよく知っていただいていると思いますけれども、できれば評価していただければいいかと思えます。

政治利用はしないということです。地方政府会合の政治利用はしないということ。政治的な立場が違うところをそこで調整する場とは考えておりません。

○副議長（乾浩之） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） 政治利用ということではなくて、核兵器の廃絶というのは本当に人類の願うところでありまして、この禁止条約が発効するということになりますと、核兵器の終わりが始まると表現されている方もおりますけれども、また新たな展開が進んでいくのだらうと思えます。そのときに、やはり奈良県が平和ということで大事な役割を果たしていただきたいということは、これは私の意見として要望しておきたいと思っております。

それから、二酸化炭素ゼロ、脱炭素のことでは県の計画に位置づけていただけるということを伺いまして、大変喜んでおります。これは本当に全ての人たちが生活のやり方を見直していかなくてはいけないような問題につながっていくと思えますので、ぜひ具体的な課題の中で実現できるように努力していただきたいと思いますとお願ひしておきたいと思えます。

国民健康保険と介護保険は、今、コロナになっておりまして、国のほうでもできるだけコロナのことがあるから、国民健康保険の資格証の取扱いなどで、自治体に資格証明書を交付されている被保険者が保険料の納付のために市町村窓口を訪れることは、感染拡大防止の観点で避けるべきだということで、あまり来るなということ十二月三日に厚生労働省がそういう通知を出しているのですけれども、県の方向で行きますと、短期保険証の人とかでは、一か月の保険証にしなさいと。分納相談をするために一か月の保険証にしなさいということは、今、半年ぐらいの保険証が出ているのを六倍行かなければいけないということになりまして、国のコロナの感染を防ぎなさいということと逆行し

ているのではないかと思いますけれども、この点でどんなふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

○副議長（乾浩之） 石井医療・介護保険局長。

◎医療・介護保険局長（石井裕章） 今、議員のおっしゃられましたコロナの関係で短期保険者証の有効期間を延ばすということについてでございますが、当然本県でも国からの通知を受けましてそのような対応をしております。マニュアルにつきましては、一般的なことを決めている話でございますが、コロナの場合はどうということを一いち設定しているものではございませんので、ご理解いただければと思います。

○副議長（乾浩之） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） コロナの場合では、傷病手当などもつくられておりますけれども、非常に実施率が少ないと聞いておりますので、これはぜひ広げて徹底していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

子どもの権利条約、ぜひいろいろな場面で生かしていただきまして、奈良県の子どもたちが本当に自由で伸び伸びと新たな時代をつくるのにふさわしい、そういう教育が行われますようお願いいたしまして、私の発言を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（乾浩之） しばらく休憩します。

△午後二時三十五分休憩

△午後二時五十四分再開

○議長（山本進章） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三十七番小泉米造議員に発言を許します。――三十七番小泉米造議員。
（拍手）

◆三十七番（小泉米造） （登壇）山本議長のお許しを得ましたので、私から県政の諸課題について質問をさせていただきます。今議会最後の質問でございますので、よろしく願いいたします。

初めに、高病原性鳥インフルエンザへの対応について知事に伺います。

先週の五日に五條市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病の一つであり、農場内で一羽でも発生すると、病気の蔓延を防ぐため、法に基づき速やかに農場内の全ての鶏を殺処分した上で、焼却処分、または埋却処分を行わなければならないと聞いております。

本年十一月以降、香川県において高病原性鳥インフルエンザが続発し、福岡県や兵庫県、ブロイラーの飼育数が日本で養鶏王国と言われる宮崎県、今週は広島県など各地で発生が続いており、奈良県を含めて六県でおよそ二百万羽の鶏が殺処分されるとのことであります。

そしてまた、五條市での高病原性鳥インフルエンザの殺処分、あるいはまた、焼却処分に関わる県職員の皆様方と、あるいはまた自衛隊の方々には感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

精魂込めて育てたにもかかわらず全ての鶏の殺処分を余儀なくされる養鶏農家の方々の気持ちを思いますと、心が痛むという言葉だけでは言い表せないものがあります。また、風評被害も含め、全国の養鶏農家の方々が被る経済的被害、精神的な打撃は甚大なものがあります。

加えて、高病原性鳥インフルエンザは発生した養鶏場だけでなく、周辺の養鶏場も一定の期間、鶏や卵の養鶏場の外への移動制限や指定区域外への出荷制限を受けることとなります。高病原性鳥インフルエンザの発生が続く状況の中、県内の養鶏農家の方々は、これまで以上の緊迫感を持って過ごしておられるのではないかと思います。

私の地元、大和郡山市にも三軒の養鶏農家がおられます。それぞれ特色のある魅力的なプライベートブランドの卵や、大和畜産ブランドの一つである大和肉鶏を出荷されています。養鶏農家の方々は、ふだんから農場の衛生管理を徹底されているとお聞きしていますが、見えない敵であるウイルスとの戦いという意味では、高病原性鳥インフルエンザ対策は、新型コロナウイルス感染症対策とも共通するものがあるのではないのでしょうか。

そこで知事にお伺いいたします。五條市で発生した高病原性鳥インフルエンザを県内に蔓延させないための対応について、現在の状況をお聞かせください。また、今後、被害を受けた養鶏農家をはじめ、県内の養鶏農家をどのように支援していかれるのか、併せてお伺いいたします。

続いて、流域下水道事業の今後の見通しについて知事にお伺いいたします。

奈良県では、県民生活の多様化に伴う公共用水域の水質悪化の防止を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指し、昭和四十五年度から流域下水道事業に着手され、昭和四十九年に大和郡山市の額田部南町に浄化センターを設置し、

その後、第二浄化センター、宇陀川浄化センター、吉野川浄化センターをそれぞれ整備され、河川の水質汚濁防止や水道水源の水質確保にご努力いただいております。

大和郡山市にある浄化センターは、一日の処理能力が三十二万立方メートル、下水道供用人口は六十六万六千人余りと、奈良県下の下水処理の約半分を一か所で担う大規模な下水処理場となっています。

また、四か所の処理場に公共下水道を接続している団体は二十八市町村となっており、市町村ごとの整備状況にはばらつきがあるものの、住民基本台帳人口に占める処理区域内人口の割合を示す下水道普及率は、平成三十年度末現在で八〇・七%と、全国平均である七九・三%を上回っていると聞いております。

しかしながら、浄化センターの供用開始から既に四十五年が経過し、施設の老朽化も進んでいると聞いております。流域下水道事業においては、県の保有する処理場や幹線管路、そこに接続する市町村の管路が一体となって、下水処理を担っており、処理場施設の機械、電気設備の老朽化や、県や市町村の管路の老朽化を放置することは、下水処理機能の低下を招きかねず、これは住民の生活環境を維持する観点からも重大な問題であり、適切な時期に適切な施設更新を行うことが必要と考えます。

加えて、我が国の人口減少が加速する中、今後、奈良県においても急速な人口減少が予測されており、これは下水排水量の減少にもつながると予想されます。こうした施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う将来における料金収入の減少等により、流域下水道事業にも少なからぬ影響が生じるのではないかと懸念しております。

奈良県では、今年四月から流域下水道事業に公営企業会計を適用されたことで、将来の下水道経営に向けた財政的な検討を行う素地が整ったと聞いております。

そこで知事にお伺いいたします。今後、人口減少が進み、処理場施設の老朽化も進む中で、下水道事業の経営に当たり、県ではどのような見通しを持ち、どう対応していくのか、お伺いいたします。

次に、がんゲノム医療について医療政策局長にお伺いいたします。

先日、国立がん研究センターより、令和元年度の各都道府県別のがんによる七十五歳未満年齢調整死亡率が公表されました。気になる本県の死亡率ですが、平成三十年の人口十万人に対し六五・一%が、令和元年は六三・九%とやや減少。順位は平成三十年と同順位の四位でした。

また、この死亡率は、国のがん対策推進計画の基準になる平成十七年から毎年公表されており、平成十七年の死亡率は九四・三%で三十四位でした。平成十七年の値を一〇〇とすると、令和元年の六三・九と比較すると、十四年間で

三二・二ポイントの減少となりますが、この減少率は平成三十年に続き全国一の減少率となります。

NPO法人の主催であります。全国の患者会など、がんに関わる関係者が一堂に会し、がん対策について議論するがん政策サミットが毎年東京で開催されています。私も長年、奈良県議会がん対策推進議員連盟を代表して参加し、各府県の方々と情報交換させていただきました。そこでよく耳にするのが、奈良県のがん対策推進計画はよくできているという声であります。その理由の一つは、奈良県の計画は施設のあるべき姿を設定し、そしてそのためにやるべきことを考えていくロジックモデルの手法でつくられているということ、二つ目は、がん対策を行政だけでなく、患者会や医療関係者、議員が一緒になって議論しているという姿勢がほかにはないということのようであります。

先ほどの奈良県のがん死亡率がなぜ大きく改善したかについては、科学的根拠に基づいて証明するのは難しいものがあるとは思いますが、知事が会長となり設立した「がん検診を受けよう！」奈良県民会議に代表されるように、いろいろな関係者の地道な地域活動が功を奏したと言えるのではないかと考えております。

今後、ぜひともがん死亡率全国一位を目指して取り組んでいきたいところでありますが、全国一位である長野県との差は五ポイント以上あるようです。その差を縮めるためには、やはりがん医療の充実が重要です。中でも先進的な医療の一つである、がんゲノム医療の体制整備を進める必要があります。

がんゲノム医療とは、主ながんの組織を用いて多数の遺伝子を同時に調べ、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などを行う医療です。全国にがんゲノム医療中核拠点病院や、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院が指定されており、全国どこでもがんゲノム医療が受けられるようになることを目指して、体制づくりが進められているところであります。

県内では、奈良県立医科大学附属病院、近畿大学奈良病院に継ぎ、奈良県総合医療センター及び天理よろづ相談所病院が、がんゲノム医療連携病院に指定されるなど、体制整備が進められているところですが、今後、より迅速なゲノム治療を行うためには、奈良県立医科大学附属病院が、がんゲノム医療拠点病院に指定され、県内のがんゲノム医療の牽引役となることが重要と考えております。

そこで医療政策局長にお伺いいたします。

奈良県立医科大学附属病院において、どのようにがんゲノム医療体制の整備を進めているのか。また、がんゲノム医療を推進するため、どのように取り組むのか、併せてお伺いいたします。

次に、奈良県豊かな食と農の振興計画について、食と農の振興部長にお伺いいたします。

県では、本年四月、奈良県豊かな食と農の振興に関する条例を施行されましたが、私は、食と農の関係に着目したすばらしい条例だと思います。食は、私たちが健康な生活を送る上で欠かすことのできない大切なものです。そして、その食のもととなる安全で安心な農畜水産物を供給しているのが農であります。

奈良県は、柿やイチゴ、大和茶などが主要農産物として知られていますが、実はイチジクも生産が多く、出荷量が全国七位と上位にあり、私の地元、大和郡山市がその主産地であります。本年二月には、大和郡山市産のイチジクを使ったワインも発売され、大変好評を得ています。

そのほか、大和郡山市では、学校給食で地元産野菜を利用する大和郡山の日や、地元の野菜で作る大和郡山カレーの日を設定し、地域で古くから栽培され親しまれてきた伝統野菜である大和丸なすをはじめとした様々な地元の野菜を通じて、子どもたちに食と農の大切さを理解してもらう取組も進んでいます。

また、食に目を向けますと、最近地元の野菜や肉をメニューに取り入れる飲食店が増えているように思います。私の地元でも、N A F I Cフードクリエイティブ学科の卒業生がレストランを運営されています。四季折々の新鮮な県産野菜や畜産ブランドを使ったメニューが評判で、N A F I Cで学ばれた成果を存分に発揮され活躍されているのは、うれしい限りであります。このように、今後も地元の農産物を使ったおいしい飲食店が増えていけばよいと思います。

さらに、県におかれては、中央卸売市場の再整備の計画が進められており、卸売機能であるB t o Bの整備に加え、一般消費者を対象としたB t o Cの機能として、市場機能と連携した食を通じた新たなにぎわいの整備を進めようとしてされています。

このように、食と農には密接な関係があり、県民が健康で豊かな生活を送るためには大変重要なものであると考えています。

県におかれては、本年度、豊かな食と農の振興に関する条例の目的を達成するための施策を定める基本計画を策定すると聞いており、その内容に大いに期待しております。

そこで、食と農の振興部長にお尋ねいたします。今年度策定する奈良県豊かな食と農の振興計画では、どのような点に重点を置いて食と農の振興に取り組んでいこうとしているのか、お考えをお聞かせください。

次に、スイムピア奈良の活用について、文化・教育・くらし創造部長にお伺いいたします。

平成二十六年七月に、県内初のP F I事業として、まほろば健康パーク内にスイムピア奈良がオープンして約六年が経過いたしました。昨年度、令和元年

度の利用者実績は約三十二万人と非常に多くの方々にご利用されたとお伺いしております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設の利用制限や定期的な消毒など、感染症拡大防止対策を取り入れながら営業されておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況もありますので、いま一度、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底していただきたいと改めてお願いを申し上げます。

さて、この施設は屋外の五十メートルプール、屋内の二十五メートルプールのほか、トレーニングジムやフィットネススタジオもあり、健康志向を持つ多くの県民の方々にご利用されております。特に屋外の五十メートルプールは県内の水泳競技の拠点として県大会の開催などが行われるだけでなく、水温調整機能などの設備が充実しており、早春や晩秋といった比較的寒い時期においても利用しやすい施設として、県内外の大学や高等学校の水泳部の合宿等に幅広く利用され、競技関係者からも大変高い評価を得ているとお聞きしております。

先日、現地を視察いたしました。現在、さらなる国際大会や全国大会の招致ができるようにと、観客席や屋根等の増設工事に取り組んでいただいております。

また、平成三十年三月に策定された奈良県スポーツ推進計画では、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりを基本目標に、奈良県全体でスポーツを推進し、生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県の実現を目指しておられます。オープンから約六年を経てなお高い評価と人気を得ているスイムピア奈良ですが、健康増進、リハビリの中核施設、さらには福祉型スポーツ施設として多くの県民の皆さんに楽しく快適にご利用いただく一方で、今般の屋外プールの改修を踏まえ、県が誇る水泳競技の拠点施設として、スポーツの振興につなげていくことが重要であり、その役割はますます大きくなるのではないかと思います。

そこで、文化・教育・くらし創造部長にお伺いいたします。まほろば健康パークスイムピア奈良の観客席、屋根等の増設工事が完成した暁には、どのような活用を考えているのか、お伺いいたします。

次に、教育現場において、新型コロナウイルス感染症に対応する教員の負担軽減について、教育長にお伺いいたします。

今年に入り新型コロナウイルス感染症が発生し、感染症拡大防止のため新しい生活様式が取り入れられ、新たな日常が始まるなど、世の中が大きく変化しています。教育現場においては、二月末に全国の学校で臨時休業になり、四月の緊急事態宣言を経て五月まで三か月もの間、臨時休業が続きました。そして、ようやく六月に分散登校など徐々に学校が再開いたしました。

それまでの遅れを取り戻すべく、七月以降は夏季休業期間を短縮して授業を行うなど最善を尽くされている学校現場の教員の皆さんにおかれましては、様々な形でご尽力いただいております。感謝申し上げます。次第であります。

このような状況下で学校が再開して以降、学校現場における教員の業務負担が増加していると聞き及んでいます。朝は、児童生徒の検温や健康状態の確認から始まり、授業や給食時には三密を避けるために、対面や接触させないよう注意や指導を絶えず行い、放課後には机や椅子などを毎日消毒していると聞いております。

遠足や運動会、修学旅行などの学校行事においても感染症予防対策を考慮しなければならず、その対応に苦慮しているとのことでもあります。

また、換気や手洗い、マスク着用の徹底など、児童生徒を預かる教員にとって、コロナ禍において感染症予防のために実施しなければならない業務が増加し、大きな負担となっていると聞いております。

学校現場の教員が疲弊することで、教育の質にも影響が出かねません。そして、この影響を直接受けるのは学校で学ぶ子どもたちであります。平成三十一年一月の文部科学省中央教育審議会答申においても、教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならないものであるとあります。未来のある子どもたちの育成という社会的な観点からも、教員の業務負担軽減が図られるよう願うところであります。

そこで教育長にお伺いいたします。

県教育委員会では学校再開以降、学校現場の教員の業務が過重にならないよう、これまでどのように業務の負担軽減に取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

続きまして、コロナ禍における修学旅行の実施状況について教育長にお伺いいたします。

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省が示す学習指導要領において、特別活動における旅行、集団宿泊的行事の一つとして位置づけられ、諸外国には類例のない教育活動であると聞いています。

この行事の狙いは、校外の豊かな自然や文化に触れる体験により、学校での学習活動を充実させることはもちろんのこと、校外における集団での活動を通して基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、お互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てることなどに加えて、先生と生徒、また生徒相互の人間的なふれあいを深め、楽しい思い出をつくること含まれており、他の教育活動では容易に得られないものとなっています。

このような内容を踏まえると、その教育的意義は大きく、学校生活における諸活動の中でも、参加する児童生徒にとって最も強い印象として残り得る、極めて価値の高い教育的体験活動であると認識するところであります。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響で、年度当初、学校臨時休業に始まり、スポーツや文化を問わず、様々な行事ごとが全国的、全県的に中止となる中で、今なお修学旅行の実施について不安を抱え、検討を余儀なくされている学校も多いのではないかと考えます。

また、最近ではこのような状況の中で、修学旅行の代替行事として、コロナ禍における新たな取組、オンライン修学旅行なるものが行われていると聞きました。県内の小学校では、本来、修学旅行で訪れる予定であった広島市とオンラインでつながり、被爆者の体験を聞いたり、画面を通じて提示される資料から原爆の恐ろしさや平和について学んだりしたそうです。授業後の児童の感想では、資料がたくさんあってよかったとオンライン修学旅行のよさを実感している一方で、やはり広島に行ってみたかったと現地への思いを告げています。

ここに来て報道等では連日感染者の増加が伝えられており、さらなる感染拡大の状況も気になるところでありますが、その教育的意義を踏まえたときに、例年と比べて学校生活の大きな思い出となる活動が少ない児童生徒に、せめて修学旅行を何とか実施させてやりたいと考えるところであります。

そこで教育長にお伺いいたします。

本年度のコロナ禍の中で、県立学校における修学旅行の実施状況はどのようになっているのでしょうか。また、さらなる感染拡大が懸念される状況の中で、今後の修学旅行の実施についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。
(拍手)

○議長（山本進章） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十七番小泉議員のご質問がございました。お答え申し上げます。

私に対する最初のご質問は、高病原性鳥インフルエンザへの対応と今後の支援の仕方でございます。

本県は過去、平成二十三年二月に一度、高病原性鳥インフルエンザを経験しております。今回二回目ということでございます。日本では十一月五日に香川県で今年一例目となる高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。各地でも発生が続いていたことから、早期の終息を願っていました。来ないように、

来ないようにと思っておりましたが、十二月五日に五條市内の養鶏場において、本県としては二例目になる高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。早急に対策を講じる必要がございますので、同日中に特定家畜伝染病防疫対策本部を設置いたしまして、対応方針を協議、決定いたしました。

また、当該養鶏場は県内でも有数の大規模養鶏場でございます。早期に防疫措置を完了させる必要がございますので、直ちに自衛隊をお願いを申し上げまして災害派遣要請を行ったものでございます。

翌六日朝に、県職員百人、自衛隊百人の計二百人体制で殺処分を開始いたしました。支援協定を締結しております奈良県産業廃棄物協会など関係団体のご協力も得ながら、七日十八時には、約七万七千羽全ての鶏の殺処分を完了することができました。二日間でございます。七日からは、御所市内にございます一般廃棄物処理施設において、焼却処分を鋭意進めているところでございますが、県内近隣五つの処理施設にもご協力いただき、できるだけ早期に全ての焼却処分を完了できるよう取り組んでいるところでございます。

県内でこれ以上、高病原性鳥インフルエンザが蔓延しないよう、引き続き県内の全養鶏農家、四十九戸に対しまして消毒用の消石灰を配付し、衛生管理の徹底をお願いするとともに、効果的な消毒方法など必要な技術的支援を行っております。農林水産省の担当の方が来られまして、消石灰は大変効くんだよということをおっしゃってました。

なお、発生以降、これら対応に要している当面の経費につきましては、予備費を充当したいと思っております。

さらには、今後、被害を受けられた農家をはじめ、高病原性鳥インフルエンザの発生により、鶏や卵の移動制限などがなされた区域内的の農家に対しましては、家畜伝染病予防法に基づく損失補償や経営再開のための融資など、県としても国と協調しながら全力で支援することにしたいと思っております。

流域下水道事業の今後の見通しについてのご質問でございます。

県が運営しております流域下水道事業は、幹線管路や処理場機能を担っております。これまでの下水道施設の整備や管理運営により、県民の快適な生活環境の確保、公共用水域の水質改善、水道水源の水質保全等に寄与してきたものでございます。これまで、本県では約三千四百億円の建設投資を実施してまいりましたが、現在、国土交通省の定める標準耐用年数を経過した資産が六割を超えております。施設の老朽化が進んでおります。今後、毎年度の更新投資額は、現在の投資水準の二倍以上に伸びると見込んでおります。また一方で、人口減少により今後の下水道使用量の減少も見込まれるものでございます。

こうした背景を踏まえまして、市町村と連携して中長期的な観点から対応を行う必要があろうと考えております。

具体的な方向性になりますが、ストックマネジメントと言われる施設のマネジメント計画を策定いたしまして、施設、設備のダウンサイジングをする必要があると思います。また、更新投資を平準化してあまりピークをつくらないようにする必要があろうかと思っています。

二つ目は、維持管理費の縮減が必要かと思っています。

三つ目には、県、市町村が連携した汚水処理施設の最適化などの取組が必要かと思っております。既に、本年四月からは中長期的な視点に立った下水道経営を目指し、流域下水道事業に公営企業会計を導入したところでございます。引き続き人口減少や施設、設備の老朽化を踏まえまして、市町村とも連携しながら流域下水道事業の将来にわたる持続的な経営を検討して、最適な解を見つけてまいりたいと思っております。私に対する質問は以上でございました。ありがとうございました。

○議長（山本進章） 鶴田医療政策局長。

◎医療政策局長（鶴田真也） （登壇）三十七番小泉議員より、私には、がんゲノム医療を推進するため、どのように取り組むのかというご質問をいただきました。ご回答させていただきます。

がんゲノム医療は、がん組織の遺伝子変異を明らかにすることで、患者の体質や病状に合わせて治療を行う医療です。標準治療がないがんや標準治療を終えた患者さんを対象に効果が期待されており、がんゲノム医療を県内でも受けられる体制の整備が求められてきました。

本県では、がんゲノム医療連携病院が四か所指定されておりますが、ゲノム医療に必要ながん薬物専門療法医が現在八人と少なく、また、専門的な人材育成の場である腫瘍内科学講座がないなどの課題がありました。このため、県では、県立医科大学附属病院にゲノム医療・腫瘍内科学講座の早急な設置を支援してきたところであり、九月に教授の公募、選考開始し、十月には講座が設置されたところです。

また、来年度からの本格的始動に向け、大学においてがんゲノム医療に従事する看護師や相談員の資質向上のための研修を実施するほか、各診療科を横断的にマネジメントするがん薬物療法専門医を増やすための育成プログラムを構築しているところであり、構築後、これに基づき診療や研究の指導を行ってまいります。

今後も、県内において、より質の高いがんゲノム医療を提供できるよう県立医科大学附属病院を中心としたがんゲノム医療体制を整備してまいります。ご質問ありがとうございました。

○議長（山本進章） 杉山食と農の振興部長。

◎食と農の振興部長（杉山孝） （登壇）三十七番小泉議員から、私には、今年度策定する奈良県豊かな食と農の振興計画では、どのような点に重点を置いて取組を進めていくのかというご質問でございます。お答えいたします。

食は、私たちが心身ともに健全で豊かな生活を送る上で不可欠なものです。また、良質な食材の提供により、食を支えているのが農です。消費と生産、食と農は不可分なものであり、その一体的な振興が重要と考えています。

この考えのもと、今年度内に豊かな食と農の振興計画の策定を予定しており、今後、食の魅力づくりとそれを支える農業の戦略的な生産、販売を一体的に推進してまいります。

具体的には、まず、N A F I Cにおける食と農の両面を理解した人材育成の取組があります。N A F I Cでは、農業や農作物に関する知識を持った食の担い手と、農作物がどのように食べられるのかといったニーズを見極める力を備えた農の担い手の育成を進めています。

また、来年七月にオープンを予定している東京の奈良まほろば館新拠点や中央卸売市場の再整備では、農産物の販売、流通の促進だけでなく、消費者が食や農とふれあい、楽しむ拠点としての機能を備えることとしております。

新たな動きといたしまして、ガストロノミーツーリズムの取組があります。地域の気候風土が生んだ食材はもとより、その土地の食文化に触れることを目的としたガストロノミーツーリズムは、奈良の農業や農村が持つ魅力を食とともに提供することで、食を味わいながら農を楽しむ新たな観光として、地域の活性化にも寄与できると考えております。

そのほか、食を通じた健康増進や子どもの健全育成といった観点も含め、今後、食と農の一体的な取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（山本進章） 吉田文化・教育・くらし創造部長。

◎文化・教育・くらし創造部長（吉田晴行） （登壇）三十七番小泉議員から、私に対しまして、スイムピア奈良の観客席、屋根等の増設工事が完成した後の活用についてのお尋ねでございます。お答えします。

スイムピア奈良の屋外プールにつきましては、現在、観客席を約一千五百席から約三千席へ増設する工事と、観客席全体を覆う屋根の設置工事を実施しており、来年六月の竣工予定となっております。来年夏にはリニューアルオープン

の予定であり、本議会において、安全対策費の一部増額等をお願いしているところでございます。

スイムピア奈良の屋内プールは、議員お述べのとおり、健康増進施設として多くの県民の利用があるほか、日本を代表するパラリンピック水泳競技の有望選手の育成・強化拠点として、二〇一七年から毎年合宿が行われています。また、県外からも非常に高い評価を得ている屋外プールは、韓国や香港、シンガポールなど海外チームの合宿にも利用されています。今回、屋外プールの観客席の増設、屋根の工事により、多くの観客の来場が見込まれる国際大会や全国大会などの開催にもつなげられると考えております。

既に供用開始後の来年夏には、東京二〇二〇オリンピック、パラリンピックに向けた香港とシンガポールによる事前キャンプが予定されております。さらに、二〇三一年に本県で開催が予定される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の水泳競技の会場になることも想定されます。

このように、スイムピア奈良の施設の充実により、国内外からの合宿、キャンプの招致や、大規模な大会の開催機会を増やし、スポーツを通じた国際交流や地域のにぎわいづくりにつながるよう努めてまいります。以上でございます。ご質問、ありがとうございました。

○議長（山本進章） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）三十七番小泉議員のご質問にお答えいたします。私は二つの質問をいただいており、一つ目は、コロナ禍における教員の負担軽減についてお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業から学校を再開するに当たりまして、学校においては児童生徒への感染リスクの低減と学びの保障が新たな課題となり、教員は従来より一層多忙となっております。教員の業務負担軽減を図るため、六月補正予算において、国の予算を活用したスクール・サポート・スタッフの配置を決定いただきました。このスクール・サポート・スタッフは、学習プリント等の印刷や配付準備などに加えまして、感染症予防のために消毒作業等を行うなど、教員をサポートする役割を担っております。現在十八市町村で、小中学校に二百五人配置し、それに対して財政支援を行っております。

また、児童生徒の学びを保障するため、少人数授業や補習授業など、きめ細かな指導が必要となることから、学級担任等を補助する学習指導員を三百五十四人配置する十八市町村へ財政支援を行っています。

さらに、少人数学級を実施するため、国の加配を活用し、小学校六年と中学校三年で教員を現在二十名配置いたしております。特にスクール・サポート・スタッフにつきましては、小中学校の現場からも教員の業務負担軽減に大いに役立っていると聞いており、来年度の実施についても検討してまいります。今後も教員が子どもたちと向き合う時間が少しでも多くなるよう、業務の合理化やICTを活用しての業務能率の向上など、学校における働き方改革のための取組を進め、教員の業務負担軽減に向けて支援してまいります。

次に、二つ目は、コロナ禍の中での県立学校における修学旅行の実施状況について、お尋ねでございます。

本年度の県立学校の修学旅行につきましては、年度当初には新型コロナウイルス感染拡大状況に見通しが立たず、多くの学校で二学期以降に延期することとなりました。県教育委員会といたしましては、修学旅行の持つ教育的意義や学習効果、または児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすること。近距離での実施や旅行日程の短縮等、実施方法の適切な変更を検討すること。既に取りやめた場合においても、改めて実施することや代替の旅行、集団宿泊行事を実施することなどの考え方を各学校に示しております。

これを受け、特別支援学校では、安全に配慮し交通手段や行き先を検討の上、実施時期を二学期に定め、既に高等養護学校を除き実施済みとなっております。

一方、高等学校では、中止を決定した学校が七校、既に実施している学校が四校、三学期に実施予定の学校が二十二校となっております。

今後、県教育委員会といたしましては、第二学年での修学旅行が中止となった学校に対しましては、第三学年でクラス単位での遠足を泊を伴う行事として実施することをコロナ禍に限っては認め、特別活動の柔軟な取組を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（山本進章） 三十七番小泉米造議員。

◆三十七番（小泉米造） それぞれ、知事はじめご答弁ありがとうございました。あと十三秒しかないようでございますので、これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本進章） これをもって、当局に対する一般質問を終わります。

○議長（山本進章） 次に、本日、知事から議案四件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（山本進章） 次に、議第百号から議第百三号を一括議題とします。
知事に追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾） （登壇）ただいま提出しました議第百号は、先の十一月三十日に改正されました「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例」に基づき、議員の期末手当について減額を行うための令和二年度一般会計補正予算案です。

また、議第百一号から議第百三号は、それぞれ教育委員会の委員、公安委員会の委員、収用委員会の委員の任命に関する議案です。

以上が今回提出した議案の概要です。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（山本進章） 次に、議第八十四号から議第八十七号、議第九十号から議第九十八号、議第百号、諮第一号及び報第三十三号、報第三十四号を一括議題とします。

以上の議案十七件については、調査並びに審査の必要がありますので、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま各委員会に付託いたしました各議案については、会議規則第三十九条第一項の規定により、令和二年十二月十四日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山本進章） 十二番西川均議員。

◆十二番（西川均） 常任委員会開催のため、明、十二月十日から十四日まで本会議を開かず、十二月十五日会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（山本進章） お諮りします。

十二番西川均議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回、十二月十五日の日程は、各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後三時四十三分散会